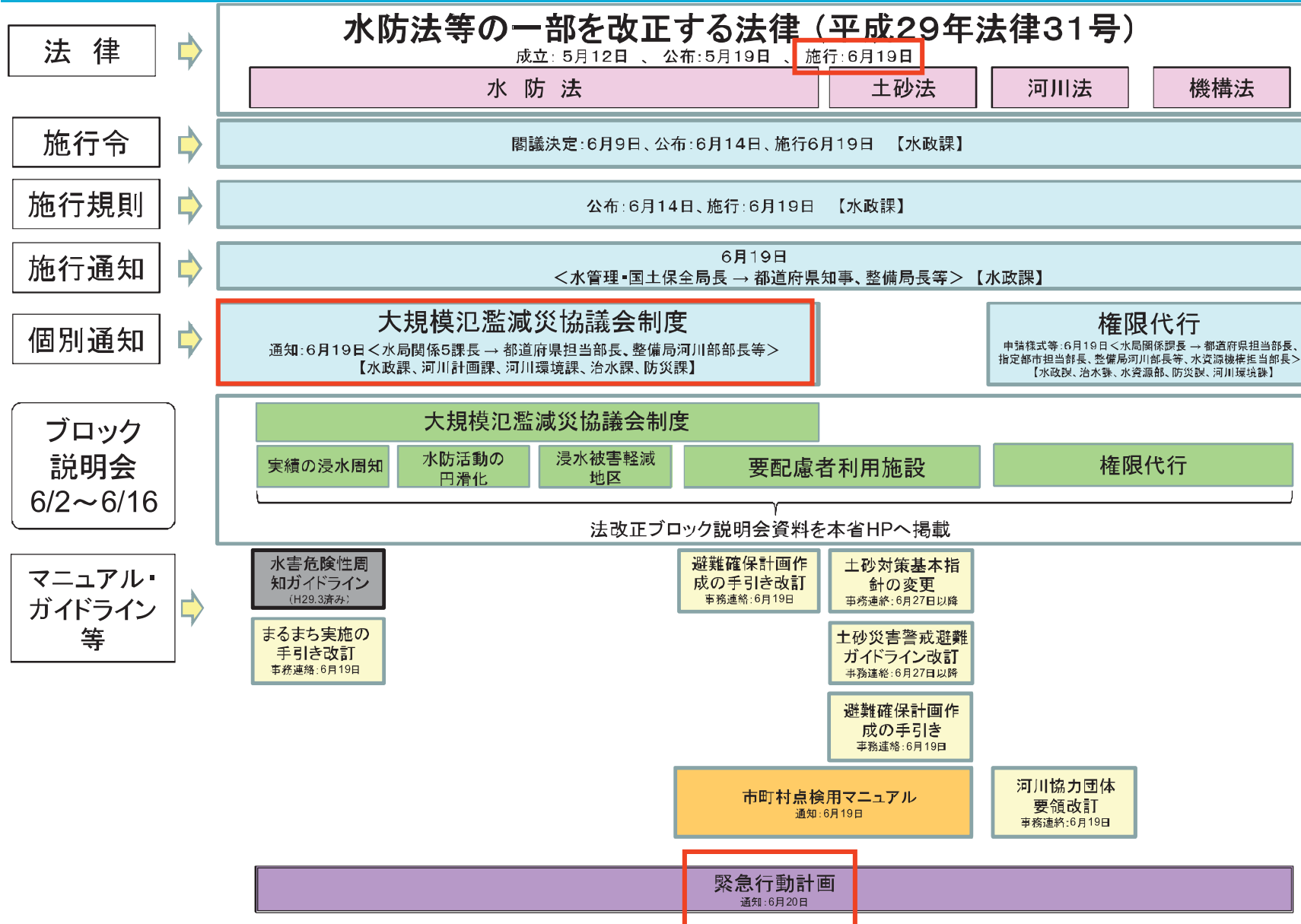


# 「水防法等の一部を改正する法律」 の概要について

# 水防法等の一部改正に係る通知等の全体構成



# ●水防法等の一部を改正する法律

## 背景・必要性

- 平成27年9月関東・東北豪雨や、平成28年8月台風10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生。
- 全国各地で豪雨が頻発・激甚化していることに対応するため、「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を根本的に転換し、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が必要。



⇒ 「**逃げ遅れゼロ**」、**「社会経済被害の最小化**」を実現し、**同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務**。

## 法案の概要

※ 水害からの的確な避難や被害拡大防止のため関係者の役割・連絡体制を時系列で整理した行動計画。

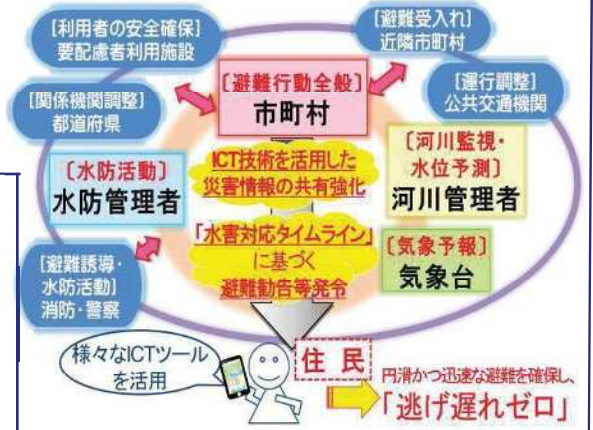
### 1. 「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築

#### 大規模氾濫減災協議会の創設

- 国土交通大臣又は都道府県知事が指定する河川において、流域自治体、河川管理者等からなる協議会を組織。
- 水害対応タイムラインに基づく取組等の協議結果を構成員は各々の防災計画等へ位置づけ、確実に実施。

#### ▼協議会のイメージ

「**水害対応タイムライン**」(※)等を協議会で作成・点検。



#### 市町村長による水害リスク情報の周知制度の創設

- 洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても、過去の浸水実績等を市町村長が把握したときは、これを**水害リスク情報(※)**として住民へ周知する制度を創設。

※ 河川が氾濫した場合に浸水が予想されるエリア・水深等の危険情報

#### 災害弱者の避難について地域全体での支援

- 洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する**要配慮者利用施設**について、**避難確保計画作成及び避難訓練の実施を義務化**(現行は努力義務)し、地域社会と連携しつつ確実な避難を実現。



平成28年台風10号により、岩手県の要配慮者利用施設では利用者9名の全員が死亡。

### 2. 「社会経済被害の最小化」のための既存資源の最大活用

#### 国等の技術力を活用した中小河川の治水安全度の向上

#### 予算制度関係

- 既存ストックを活用した**ダム再開発事業**や、**災害復旧事業**等のうち、都道府県等の管理河川で施行が困難な高度な技術力等を要するものについて、**国・水資源機構による工事の代行制度**を創設。

#### 民間を活用した水防活動の円滑化

- 水防活動を行う民間事業者へ**緊急通行等の権限**を付与。

#### 浸水拡大を抑制する施設等の保全

- 水防管理者が指定する**輪中堤等の掘削、切土等の行為**を制限。

#### 【目標・効果】

洪水時の逃げ遅れによる人的被害ゼロを実現

(KPI) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施率

大規模氾濫減災協議会の設置率 { 134/367協議会<sup>※</sup>(約37%) (2016年12月)

⇒ 都道府県に働きかけ、2021年までに100%を実現

716/31,208施設(約2%) (2016年3月)

⇒ 関係機関と連携し、

2021年までに100%を実現

※ 現行協議会は法施行後に法定協議会へ改組予定  
※ 法定協議会の母数は見込み

# 背景・必要性

- 平成27年9月関東・東北豪雨や、平成28年8月台風10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生。
- 全国各地で頻発・激甚化する豪雨に対応するため、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との考えに立ち、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が必要。

「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現し、同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務。

【平成27年9月 関東・東北豪雨】

【平成28年8月 台風10号】



# ① 「逃げ遅れゼロ」実現のための 多様な関係者の連携体制の構築

# 大規模氾濫減災協議会制度の創設

- 国及び都道府県知事は、多様な関係者が連携して大規模氾濫に対する減災対策をハード・ソフト両面から総合的・一体的に推進するため、洪水予報河川・水位周知河川について、大規模氾濫減災協議会を組織（国協議会は必置、都道府県協議会は任意設置）。
- 大規模氾濫減災協議会では、「水害対応タイムライン」の作成・点検、ICTを活用した災害情報の共有強化等について協議。協議結果には尊重義務。

## 協議会の構成員

### 必須構成員

都道府県・市町村

水防管理者

河川管理者

気象台

### 任意構成員

近隣市町村

国土地理院

警察

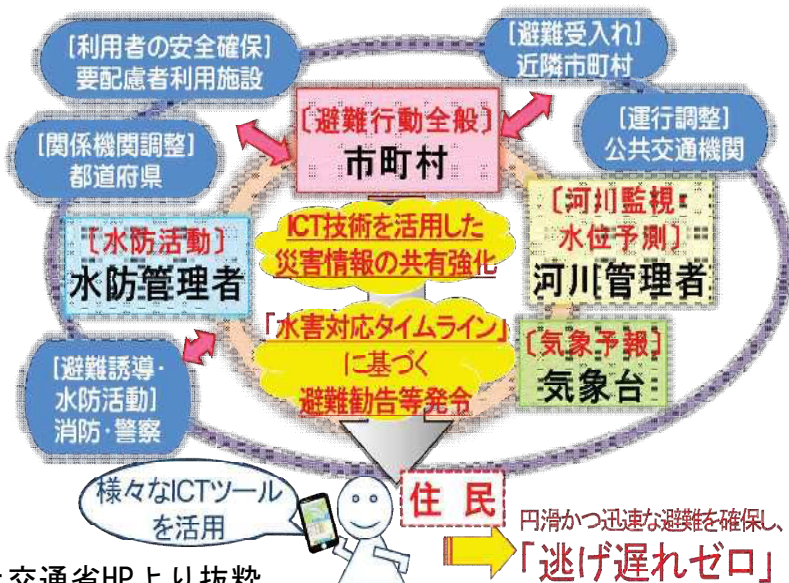
消防

自衛隊

民間事業者 等

## ▼協議会のイメージ

「水害対応タイムライン」等を協議会で作成・点検。



国土交通省HPより抜粋

## ＜災害対応のスケジュール表“水害対応タイムライン”＞

	国土交通省	交通サービス	市町村	住民
台風発生				
台風上陸の可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○台風予報</li> <li>○台風に関する記者会見</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制の早期構築</li> <li>○連絡体制等の確認</li> <li>○協力機関の体制確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運行停止の可能性を早めに周知</li> <li>○交通サービス運行停止予告</li> <li>○広域避難体制の確認・周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域避難の可能性を早めに周知</li> <li>○防災用品の準備</li> </ul>
災害発生の可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>台風上陸1日前</li> <li>○台風に関する記者会見（特別警報発表の可能性）</li> <li>○大雨・洪水等警報</li> <li>○はん濫警戒情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○リエゾンへの派遣</li> <li>○所管施設の巡視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運行停止手順の確認・公表</li> <li>○広域避難勧告・指示</li> <li>○広域避難者の誘導・受入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>早期に広域避難を開始</li> <li>○広域避難の開始</li> </ul>
台風接近	<ul style="list-style-type: none"> <li>台風上陸12時間前</li> <li>○はん濫危険情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村長へ事態切迫状況の伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運行停止</li> <li>○施設保全・待避終了</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難勧告・指示</li> <li>○屋内安全確保</li> </ul>
台風上陸	<ul style="list-style-type: none"> <li>0時間前</li> <li>○はん濫発生情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○TEC-FORCE活動（道路啓開等）</li> <li>○被害状況の把握</li> <li>○緊急輸送路の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被害状況の把握</li> <li>○施設点検</li> <li>○運行見通しの公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>早期復旧・再開が可能となるように運行停止</li> <li>○支援の要請</li> </ul>

# 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の義務化

- 洪水及び土砂災害のリスクが高い区域にある要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難確保計画の作成、避難訓練の実施を義務化し、利用者の確実な避難確保を図ることとする。
- 当該計画を作成しない場合には市町村長が作成の指示を行い、これに従わない場合はその旨を公表することができる。

	避難確保計画の策定	計画に基づく避難訓練の実施
現行水防法	努力義務	努力義務
改正後	<b>義務</b>	<b>義務</b>

※ 土砂災害防止法では義務を新設

## 担保措置を創設

- ・計画を作成しない施設管理者等に対して市町村長が必要な指示を行う。
- ・指示に従わないときはその旨を公表。

○国も以下の取組により計画作成等を支援予定。

- 簡易な入力フォームを通じて避難確保計画を作成できるようにする等の「手引き」の充実
- 地方公共団体が計画内容を確実にチェックできるよう、関係機関と連携して点検用マニュアルを作成
- モデルとなる地区において、関係機関と施設管理者が連携して避難確保計画を作成し、そこで得られた知見を共有
- 計画作成や訓練に係る費用の補助等を市町村が行う場合、その費用を防災・安全交付金で支援



平成28年台風10号により、岩手県の要配慮者利用施設では利用者9名の全員が死亡。